**（記載例）**（別記１－４様式）

令和　　　年　　月　　日

八頭町長　田　英人　殿

○○○会

代表　　　　　　　　　印

令和　　　年度　多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書

　多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産事務次官依命通知）第１の２の（２）に基づき、別添のとおり、地域資源保全管理構想を提出します。

**（記載例）**

（別添）

　　　　○○地区地域資源保全管理構想

（令和　　年　　月作成）

１．地域で保全管理していく農用地及び施設

（１）農用地

　　　田　　　５１６ａ

　　　（農用地の範囲・位置は別紙のとおり）

（２）水路、農道、ため池

　　　水路　　３．１６５ｋｍ（開水路　３．１６５ｋｍ、パイプライン　－ｋｍ）

　　　農道　　０．８６ｋｍ

　　　（施設の範囲・位置は別紙のとおり）

（３）その他施設等

　　　鳥獣害防止施設　２箇所２ｋｍ

２．地域の共同活動で行う保全管理活動

（１）農用地について行う活動

　・遊休農地等の発生状況の把握　　　　　　　　　毎年１回（４月）

　・遊休農地発生防止のための保全活動　　　　　　毎年１回（４月）

　・畦畔・農用地法面の草刈り　　　　　　　　　　毎年２回（６月、８月）

　・異常気象時の見回り　　　　　　　　　　　　　洪水、台風、地震等の発生後

　・応急措置　　　　　　　　　　　　　　　　　　点検結果に応じて実施時期を決定

　（活動の範囲は別紙のとおり）

（２）水路、農道、ため池について行う活動

　１）水路

　　・水路の草刈り　　　　　　　　　　　　　　　毎年２回（６月、７月）

　　・水路の泥上げ　　　　　　　　　　　　　　　毎年１回（４月）

　　・異常気象時の見回り　　　　　　　　　　　　洪水、台風、地震等の発生後

　　・応急措置　　　　　　　　　　　　　　　　　点検結果に応じて実施時期を決定

（活動の範囲は別紙のとおり）

　２）農道

　　・路肩、法面の草刈り　　　　　　　　　　　　毎年２回（６月、８月）

　　・側溝の泥上げ　　　　　　　　　　　　　　　毎年１回（４月）

・施設の適正管理（農道の路面維持）　　　　　点検結果に応じて実施時期を決定

　　・異常気象時の見回り　　　　　　　　　　　　洪水、台風、地震等の発生後

　　・応急措置　　　　　　　　　　　　　　　　　点検結果に応じて実施時期を決定

（活動の範囲は別紙のとおり）

（３）その他施設について行う活動

　　・鳥獣害防護柵の適正管理　　　　　　　　　　毎年２回（５月、１１月）

（活動の範囲は別紙のとおり）

３．地域の共同活動の実施体制

（１）組織の構成員、意思決定方法

　・組織の構成員は別紙のとおりとする。

　・組織の意思決定は総会により行う。

（２）構成員の役割分担

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 構成員区分  活動項目 | 農業者（担い手） | 農業者（担い手以外） | 土地持ち非農家 | 地域住民 | その他（各種団体） |
| ① 農用地について行う活動 |  |  |  |  |  |
| ・遊休農地等の発生状況の把握 | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ・遊休農地発生防止のための保全活動 | ■ | ■ | ■ | ■ | □ |
| ・畦畔・農用地法面の草刈り | ■ | ■ | ■ | ■ | □ |
| ・異常気象時の見回り | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ・応急措置 | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ② 水路、農道、ため池について行う活動 |  |  |  |  |  |
| １）水路 |  |  |  |  |  |
| ・水路の草刈り | ■ | ■ | ■ | ■ | □ |
| ・水路の泥上げ | ■ | ■ | ■ | ■ | □ |
| ・施設の適正管理（かんがい期前の注油） | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ・異常気象時の見回り | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ・応急措置 | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ２）農道 |  |  |  |  |  |
| ・路肩、法面の草刈り | ■ | ■ | ■ | ■ | □ |
| ・側溝の泥上げ | ■ | ■ | ■ | ■ | □ |
| ・施設の適正管理（農道の路面維持） | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ・異常気象時の見回り | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ・応急措置 | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ③その他施設について行う活動 |  |  |  |  |  |
| ・鳥獣害防止施設の適正管理 | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ・防風林の枝払い | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ・防風ネットの適正管理 | ■ | ■ | □ | □ | □ |

４．地域農業の担い手の育成・確保

（１）担い手農家の育成・確保

　【現状】

　　・における農業者数は、家族経営８経営体、法人１経営体。

　【目標】

　　・国の施策の活用や経営体の取組により農業者、新規就農者の育成・確保に努めることとし、令和８年度においても現状の経営体を維持していきたい。

（２）農地の利用集積

　【現状】

・対象地内の農地のほとんどは個人管理で維持している。

　【目標】

　　・耕作放棄地を発生させないよう、現状の体制を今後とも維持継続することにより、農地の保全と地域資源の適切な保全管理を図っていく。

５．適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

　【今後の課題、目指すべき姿】

　　・構成員の高齢化、非農家の増加により、農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の地域資源の保全管理活動への参加者が減少傾向となっており、少ない人数で効率的に保全活動が行えるよう維持管理の省力化や低コスト化を図る必要がある。

　　・離農や後継者不足による耕作面積の縮小により、耕作放棄地の発生・拡大が懸念されており、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取り組みを強化する必要がある。

　【取り組むべき活動・方策】

　　・３の（２）の役割分担に基づき地域資源の保全管理を図る。

　　・圃場整備事業の完了から４０年が経過し水路などの施設の老朽化が顕著となっており、施設

の長寿命化に継続的に取り組んでいく必要がある。

　　・農地を保全するため農地周辺部における活動として、害獣駆除に取組むこととする。

　　・植栽活動や清掃活動を通じ、地域の景観を良好に保つとともに、「自分たちの地域は自分た

ちが守る」という意識を地域住民に醸成し、これまで活動に参加していなかった方に水路や

農道等の施設の保全活動への参加を促す。